

平成31年3月15日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ノートパソコンに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
（うち石油ストーブ（開放式）3件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 5件
（うち携帯型音楽プレーヤー1件、携帯電話機（スマートフォン）2件、
照明器具1件、ノートパソコン1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 6件
（うち電球型ヒーター（ペット用）1件、マルチタップ1件、
電気衣類乾燥機1件、ヘアドライヤー1件、
電気ストーブ1件、電動車いす（ジョイスティック形）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）
において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

（管理番号：A201700153、A201700219及びA201700515を除く。）

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

パナソニック株式会社が製造したノートパソコンについて(管理番号：A201800787)

①事故事象について

パナソニック株式会社（法人番号：5120001158218）が製造したノートパソコンを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（バッテリー診断・制御プログラムの提供）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、充放電の繰り返しにより搭載バッテリーの劣化が進行して内圧が上昇すると、異物が存在していた場合に内部短絡を生じて出火に至るおそれがあるとして、事故の再発防止を図るため、2018（平成30年）年3月28日にウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、翌29日に新聞社告を行い、同年6月12日から対象製品をお持ちの方に対し、バッテリー診断・制御プログラムの提供を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A201800787）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：機種（シリーズ）、製造期間、対象台数

機種（シリーズ）	製造期間	対象台数
CF-SX1/SX2/SX3/SX4 CF-NX1/NX2/NX3/NX4	2012年1月～2018年3月	669,569
CF-S10 CF-N10	2011年2月～2014年11月	219,030
CF-AX2/AX3	2012年10月～2016年10月	135,114
CF-C2	2012年10月～2018年3月	6,183
合 計		1,029,896

（注）SX4/NX4のWindows10プリインストールモデルは、バッテリー診断・制御プログラム対応済みのため、対象外です。

2018年（平成30年）3月28日からリコール（バッテリー診断・制御プログラムの提供）を実施

改修率：42.0%（2019年3月1日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201800787）発生以前の、当該製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中でリコール事象かどうか不明なもの及びリコール開始の契機となった事故を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2018年度	1	火災	2013年度	0	—
2017年度	4	火災	2012年度	0	—
2016年度	0	—	2011年度	0	—
2015年度	0	—	2010年度	0	—
2014年度	0	—			

<ノートパソコンの機種の確認方法>

ノートパソコンの機種は、本体の機種表示を御確認ください。

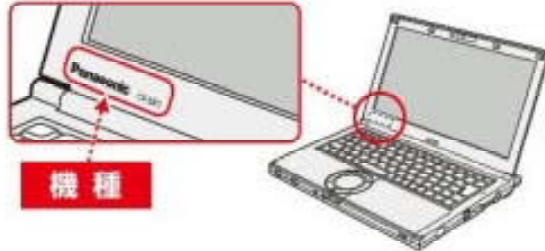
CF-SX1/SX2/SX3/SX4シリーズ CF-SX1/SX2/SX3/SX4シリーズ



CF-NX1/NX2/NX3/NX4シリーズ



Panasonic CF-SX1/SX2/SX3/SX4
または
Panasonic CF-NX1/NX2/NX3/NX4



機種

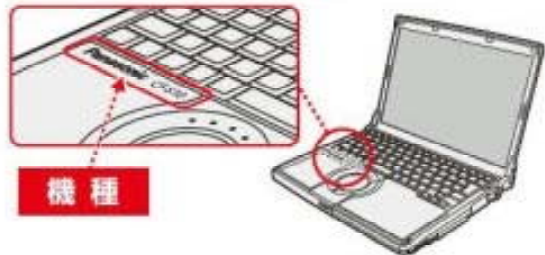
CF-S10シリーズ



CF-N10シリーズ



Panasonic CF-S10
または
Panasonic CF-N10

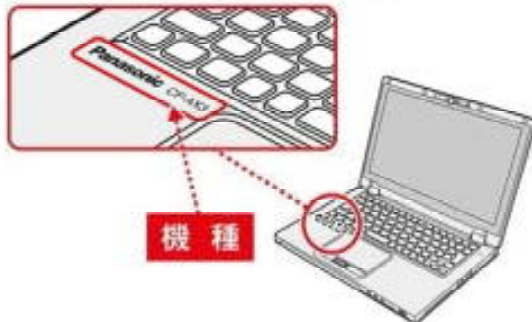


機種

CF-AX2/AX3シリーズ



Panasonic CF-AX2/AX3

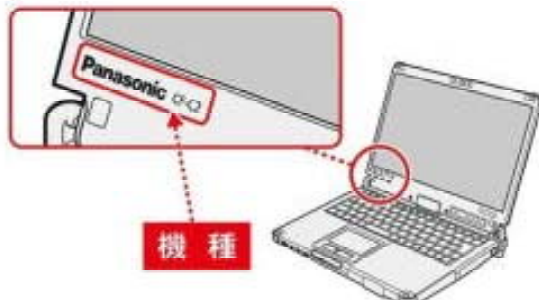


機種

CF-C2シリーズ



Panasonic CF-C2



機種

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、同社ウェブサイトからバッテリー診断・制御プログラムをダウンロードし、実行してください。御不明な点は、下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

パナソニック株式会社

電話番号：0120-870-163

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<http://askpc.panasonic.co.jp/info/180612.html>

※同ウェブサイトからバッテリー診断・制御プログラムがダウンロードできます。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：鈴木、柳川、牧野

電 話：03-3507-9204（直通）

F A X：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：橋爪、高橋

電 話：03-3501-1707（直通）

F A X：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800782	平成31年2月6日	平成31年3月11日	石油ストーブ(開放式)	GKP-P248N(株式会社グリーンウッドブランド)	株式会社千石(株式会社グリーンウッドブランド) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	徳島県	平成31年2月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年3月1日
A201800788	平成31年1月20日	平成31年3月12日	石油ストーブ(開放式)	SX-24	株式会社コロナ	火災	当該製品の給油タンクに給油後、当該製品に戻す際に灯油がこぼれて引火し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	平成31年3月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年3月7日
A201800789	平成31年2月15日	平成31年3月12日	石油ストーブ(開放式)	SX-E28Y	株式会社コロナ	火災	当該製品の給油タンクに給油後、当該製品に戻す際に灯油がこぼれて引火し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年3月5日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700153	平成29年5月12日	平成29年6月19日	携帯型音楽プレーヤー	MC540J/A	Apple Japan合同会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品のリチウムポリマー電池セルが内部短絡したため、異常発熱して出火に至ったものと推定されるが、電池セルの焼損が著しいことから、内部短絡した原因の特定には至らなかった。	東京都	平成29年6月23日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201700219	平成29年6月7日	平成29年7月18日	携帯電話機(スマートフォン)	iPhone 6s Plus MKU52J/A	Apple Japan合同会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品のリチウムイオン電池セルに内部短絡が生じて焼損したものと推定されるが、内部短絡が生じた原因の特定には至らなかった。	兵庫県	平成29年7月21日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700515	平成29年10月3日	平成29年11月17日	携帯電話機(スマートフォン)	iPhone6 MG4H2J/A	Apple Japan合同会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品のリチウムイオン電池セルが内部短絡したため、出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しいことから、電池セルが内部短絡した原因の特定には至らなかった。	東京都	平成29年11月21日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201800785	平成31年2月22日	平成31年3月12日	照明器具	RP8B163	日立照明株式会社 (現 日立アプライアンス株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	製造から30年以上経過した製品 平成31年3月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800787	平成31年2月24日	平成31年3月12日	ノートパソコン	CF-SX2JDHYS	パナソニック株式会社	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	平成30年3月28日からリコールを実施 (特記事項を参照) 改修率: 42.0%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800783	平成31年2月26日	平成31年3月11日	電球型ヒーター (ペット用)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	和歌山県	
A201800784	平成30年11月30日	平成31年3月11日	マルチタップ	火災	当該製品に複数の電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を溶融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年3月1日
A201800786	平成31年2月17日	平成31年3月12日	電気衣類乾燥機	火災	施設で当該製品を延長コードに接続して使用していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A201800790	平成30年9月21日	平成31年3月12日	ヘアドライヤー	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201800791	平成30年4月7日	平成31年3月13日	電気ストーブ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	平成30年4月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年3月12日
A201800792	平成30年12月28日	平成31年3月13日	電動車いす(ジョイスティック形)	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品を使用中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年3月4日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件 該当案件なし

携帯型音楽プレーヤー（管理番号:A201700153）



携帯電話機（スマートフォン）（管理番号:A201700219）



携帯電話機（スマートフォン）（管理番号:A201700515）



照明器具（管理番号:A201800785）

